

●今週のトピックス

★税務・会計

1. 解散した債務超過会社の最後事業年度での期限切れ欠損金額の損金算入

平成22年10月1日以後に解散する法人の清算中の事業年度について、債務免除益等が計上された場合は期限切れ欠損金の損金算入が認められることとなりましたが、この適用の要件となる「各事業年度末において実態貸借対照表上で債務超過が確認できる等残余財産がないと見込まれる場合」には下記の注意が必要となります。

債務超過による解散の場合、最後にオーナー個人等の借入金が残し、最後事業年度にこれを債務免除することで清算結了の登記を行うことが多くあります。このような場合、当該事業年度に債務免除益が発生し、この債務免除を行った後の最後事業年度の貸借対照表には、通常清算費用の現金預金と未払金だけが残ります。これにより最後事業年度末においては債務超過ではなくなってしまい、期限切れ欠損金が使えなくなってしまうとも考えられます。しかし、清算費用に対する現金預金に含み益はなく、このような状態は分配できる残余財産がないと言えるため、適用の要件を満たすと考えます。よって債務超過法人は清算結了直前まで債務超過の法人であれば事業年度末において債務超過でなくても、最後事業年度での期限切れ欠損金額の損金算入が認められることとなります。

★経営

いざ借りる際知っておくべき条件・手続～平成23年度の融資制度について～

事業を続けていると設備投資が必要になったり、売上が減少したりと様々な要因により資金繰りが厳しくなり、借入が必要になることがあります。有利な条件で借入をしようと思えば事前の情報収集・準備が欠かせません。そこで本セミナーでは中央区、東京都の制度融資をはじめ事業者向け金融支援策の仕組みや手続、金融機関との上手なつきあい方などについて分かりやすく説明いたします。

日時：4月21日（木）14：00～16：00

場所：中央区役所8階 大会議室

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-30844.html

★人・もの・カネ

ガソリン価格高騰時の特例税率停止措置

ガソリン価格が高騰していますが、ガソリンの平均小売価格が3ヶ月連続して160円/ℓを超えることとなった場合には、今現在適用されている特例税率(53.8円/ℓ)を停止して、本則税率(28.7円/ℓ)を適用する措置が定められています。また、その後にガソリンの平均小売価格が3ヶ月連続して130円/ℓを下回ることとなった場合には、特例税率の適用が再開されることとなっています。

●ニュースな日々

被災者への自社製品の寄付

現在、被災者に対する多くの義援金が集められていますが、法人が寄付をする場合には金銭だけでなく、自社製品を被災者に無償で提供することもあります。通常、自社製品を無償で提供した場合、その費用の額は寄付金に該当することとなります。しかし、法人が不特定多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用の額は、既存の取扱いでも寄付金の額に該当しないとされています。つまり、被災者に対して無償で提供した自社製品の費用の額は、全額損金の額に算入できる事になります。

●今週のおすすめ

東日本震災チャリティ映画『商店街な人』初試写会

特定非営利活動法人ワップフィルムは大田区の協力を得て、映画『商店街な人』を製作しました。4月9日、法人及びリージョンフィルム基金設立のお披露目初試写会を開催します。会場では東日本大震災の基金を呼びかけ、初試写会以降も被災地復興の募金を継続し、大田区施設等での上映を予定しています。

日時：4月9日 19:00～21:30

場所：大田区産業プラザ4階

URL：<http://wupfilm.jimdo.com/>

●タワーの灯

日本だけではなく、世界中の各地でも様々な震災への支援活動が行われていますが、先日行われたサッカー日本代表のチャリティーマッチでのJリーグ選抜・三浦知良選手のゴールは試合後のコメント通り「みんなの気持ちが一になった」と感じるゴールでした。

三尾会計事務所
東京都港区芝5-27-5山田ビル5階
TEL: 03-6436-0201
FAX: 03-6436-0202
Info@mionet.co.jp